

行政常任委員会報告

令和 5 年 6 月 1 日
午後 1 時 30 分開議
委 員 会 室

◎ 日程

1 消防本部

- (1) 夕張市火災予防条例の一部改正について

2 教育課

- (1) 夕張市立小中学校一貫教育の導入について

3 地域振興課

- (1) 令和 5 年第 2 回定例市議会に提出予定の主な事業について

- (2) 第 14 次夕張市農業振興計画について

4 土木水道課

- (1) 令和 4 年度の降雪状況について

5 生活福祉課

- (1) 夕張市シルバー専用住宅について

- (2) 夕張市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部改正について

6 財政課

- (1) 財政再生計画の変更について

- (2) 令和 5 年度補正予算について（補正予算調書）

- (3) 令和 4 年度全会計決算見込みについて

7 総務課

- (1) 夕張市事務分掌条例の一部改正について

8 選挙管理委員会事務局

- (1) 第 20 回統一地方選挙の執行について
-

◎ 出席委員（7 名）

高 間 澄 子 君

荒 井 周 司 君

徳 谷 康 憲 君

工 藤 政 則 君

君 島 孝 夫 君

櫻 井 暁 君

千 葉 勝 君

◎欠席委員（0名）

◎出席者職氏名

議長	大 山 修 二 君
副市長	本 間 和 彦 君
教育長	小 林 広 明 君
総務課長兼市民課長兼選挙管理委員会事務局長	
	芝 木 誠 二 君
地域振興課長	菊 田 大 介 君
地域振興課主幹	辻 大 士 郎 君
地域振興課主幹	中 川 雅 俊 君
商工観光係長	菅 野 政 輝 君
財政課長	板 垣 克 己 君
財政課主幹兼管財係長	佐々木 修 一 君
財政係長	池 徳 嗣 君
税務課長	秋 山 俊 輔 君
建設課長	押野見 正 浩 君
建設課主幹	佐 藤 吉 英 君
建設課主幹	外 崎 伸 一 君
土木水道課長	阿 部 充 雅 君
上下水道担当課長	小 峰 健 一 君
上下水道担当主幹	後 藤 礼 充 君
市民課主幹兼環境生活係長	木 村 彰 良 君
保健福祉課長	鈴 木 茂 徳 君
保健福祉課主幹	永 澤 綾 子 君
保健福祉課主幹	狩 野 弘 嗣 君
生活福祉課長兼福祉事務所長	平 塚 浩 一 君
生活福祉課主幹兼係長	佐 藤 由 士 昌 君
生活福祉課主幹兼係長	高 橋 賢 一 君
教育課長	堀 靖 樹 君
消防本部消防長	石 黒 友 幹 君
消防本部消防次長	千 葉 恭 久 君
消防署長兼消防本部予防課長事務取扱	
	田 島 淳 君

消防本部総務課長	鈴	木	剛	士	君
消防署警防課長	松	倉	暢	宏	君
消防署警防課主幹	平	賀	雅	勝	君
消防本部予防課総括主幹	秋	田	芳	敬	君
消防本部予防課主幹	平	田	清	人	君
事務局長	佐	藤	浩	一	君
書記	山	下	倫	弘	君
書記	佐	藤	由	貴	君

【委員長挨拶】

(高間委員長)

それでは、時間になりましたので、行政常任委員会を行っていききたいと思います。

初めに、開会に先立ちまして、皆様にお願いがございます。

携帯電話等をお持ちの方は、マナーモードに設定してください。

それでは、ただいまから、行政常任委員会を開催いたします。

本日の出席委員は7名全員であります。ほかに議長が出席されております。

理事者側からは、副市長、総務課長のほか、説明員として、課長等が出席されることとなっております。

本日の委員会の進め方についてであります。令和5年度最初の行政常任委員会でありますので、初めに、報告案件のない部署より課長及び主幹の挨拶を受け、その後、消防本部、教育課、地域振興課、土木水道課、生活福祉課、財政課、総務課、選挙管理委員会事務局、この順に、冒頭に挨拶を受けた後、案件の報告を受け、これに対する質疑を行って参りたいと思います。

なお、財政課の財政再生計画の変更についての説明の際は、案件に関連する担当課長の出席を求めますが、入替えにより分割して説明を受け、これに対する質疑を行って参りたいと思います。

順番といたしましては、初めに建設課、消防本部、教育課の案件。次に、生活福祉課、保健福祉課、土木水道課の案件。次に、議会、市民課、地域振興課の案件といたします。

そのように取り進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議がありませんので、そのように取り進めて参ります。

それでは、税務課、建設課、市民課、保健福祉課の順に挨拶を受けて参ります。

【税務課】

(高間委員長)

それでは、税務課よりお願いいたします。

(税務課長)

お疲れさまです。税務課長の秋山です。よろしくお願いします。

【建設課】

(高間委員長)

それでは、続いて建設課、よろしくお願いします。

(建設課長)

お疲れさまでございます。建設課長の押野見と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

建設課には二つの係がございまして、まず都市計画係担当主幹の外崎でございます。

(建設課主幹)

はい。建設課主幹の外崎です。よろしくお願いします。

(建設課長)

建築住宅係主幹の佐藤主幹です。

(建設課主幹)

同じく、建設課主幹の佐藤です。どうぞよろしくお願いします。

(建設課長)

それでは、よろしくお願いします。

(高間委員長)

お願いいたします。

【市民課】

(高間委員長)

はい、それでは、続いて市民課、よろしくお願いします。

(市民課長)

お疲れさまです。市民課長の芝木です。

市民課、そのほかに、主幹の木村を紹介します。

(市民課主幹)

市民課主幹の木村です。よろしくお願いします。

(高間委員長)

よろしくお願いします。

(市民課長)

市民課は、木村のほかに主幹がもう 1 名、南支所長の永澤直喜がおりますが、本日は諸用務ということで欠席をしておることをご容赦ください。

市民課の紹介は以上です。ありがとうございました。

【保健福祉課】

(高間委員長)

それでは、続いて保健福祉課、よろしくお願いいたします。

はい、よろしくお願いいたします。

(保健福祉課長)

保健係、包括支援係、介護保険係と 3 課の係を統括しております保健福祉課長の鈴木です。よろしくお願いいたします。

(保健福祉課主幹)

保健福祉課主幹の狩野と申します。よろしくお願いいたします。

(保健福祉課主幹)

保健福祉課主幹の永澤と申します。よろしくお願いいたします。

(保健福祉課長)

以上でございます。

(高間委員長)

よろしくお願いいたします。

【消防本部】

(消防長)

気をつけ、敬礼、直れ。

消防本部消防署の管理職の自己紹介を行います。

私、消防長の石黒といいます。よろしくお願いいたします。

(消防次長)

消防次長、千葉です。よろしくお願いいたします。

(消防署長兼予防課長事務取扱)

消防署長兼予防課長事務取扱の田島淳です。よろしくお願いいたします。

(消防本部総務課長)

消防本部総務課長の鈴木です。

本日、総務課渡邊総括主幹、佐々木主幹は、勤務の都合等により、欠席しております。よろしくお願いいたします。

(消防署警防課長)

消防署警防課長の松倉です。よろしくお願いいたします。

なお、今日、警防課主幹、阿部主幹は勤務のため、欠席となっております。
(消防本部予防課総括主幹)

消防本部予防課総括主幹、秋田です。よろしくお願いいたします。
(消防本部予防課主幹)

消防本部予防課主幹、平田です。よろしくお願いいたします。
(消防署警防課主幹)

夕張市消防署警防課主幹、平賀です。よろしくお願いいたします。
(消防長)

気をつけ、敬礼。直れ。
(高間委員長)

ありがとうございました。
それでは、ここから報告案件のある課に入って参ります。
それでは、消防本部より報告を受けて参ります。消防長。

(消防長)
お疲れさまです。

(高間委員長)
お疲れさまでした。

(消防長)
消防本部から 1 件、夕張市火災予防条例の一部改正について、ご報告いたします。
説明は、田島署長が行います。

(高間委員長)
署長。

(消防署長兼予防課長事務取扱)

夕張市火災予防条例の一部改正について。
夕張市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。

今回の改正は、「消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令等の交付について」において、火災予防条例(例の改正について)、急速充電設備及び喫煙等に関する規定に係る基準が改められたことに伴い、これに準じて所要の改定を行うため、条例の一部を改正しようとするものであります。

資料 2 をご覧ください。

1 ページから 6 ページまで、新旧対照表となっております。

まず初めに、火災予防条例第 12 条の 2、1 ページから 3 ページまでにつき

まして、現行、全出力 20 キロワットから 200 キロワットまでのものを、急速充電設備として条例に規定しておりましたが、改正後は上限を撤廃し、全出力が 20 キロワットを超える急速充電設備を対象火気設備等の対象とすることとなりました。

また、現在普及している急速充電設備の実態を踏まえ、省令が対象とする急速充電設備は、コネクター型であることの明確化、分離型の急速充電設備への対応、手動緊急停止装置、蓄電池等、所要の改定を行うものであります。

次に、資料 2 の 4 ページをご覧ください。

火災予防条例第 17 条につきましては、日本産業規格の次に、「産業標準化法(昭和 24 年法律第 185 号)第 20 条第 1 項の日本産業規格をいう。以下同じ。」を加えるものです。

最後に、資料 2 の 4 ページ、5 ページをご覧ください。

火災予防条例第 24 条第 3 項、第 4 項につきましては、喫煙等に関する規定の見直しについて、多数の者が利用する施設等については、一定の場所を除き、喫煙が禁止されると同時に、喫煙所に喫煙専用室である旨の標識を設置することが必要となったものであります。

施行期日は、令和 5 年 10 月 1 日であります。

以上です。

(高間委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けて参ります。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

はい。それでは、議長、何かありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

はい、分かりました。

ではないようですので、以上をもちまして、消防本部を終わります。お疲れさまでした。

【教育課】

(高間委員長)

それでは教育課、よろしくお願いいたします。

教育長。

(教育長)

こんにちは。

(高間委員長)

こんにちは。

(教育長)

報告の前に、まず教育委員会教育課の体制について、ご紹介申し上げます。
まず、教育課長の堀です。

(教育課長)

堀です。よろしくお願いいたします。

(教育長)

それで本日、急用で欠席しておりますが、もう一人、管理職といたしまして、教育課主幹の本間がおります。本間につきましては、社会教育係係長を兼ねているということになります。どうぞよろしくお願いいたします。

(高間委員長)

はい、ありがとうございます。

それでは、早速であります。報告を受けて参ります。

教育長。

(教育長)

では、教育課から。

それでは、教育課から 1 点報告ありますが、今回、私のほうから夕張市立小中学校一貫教育の導入につきまして、説明をいたします。

本市におきましては、夕張の子どもたちの学力向上という課題の克服のために、令和 2 年度から、小中連携学力向上プロジェクト委員会という名前が長いので、私たちは通称「ユープロ」というふうに呼んでおりますが、これを組織いたしまして、小学校と中学校が目的を一つにして、小中の連携協働の取組を進めております。

特に、算数・数学科といった、1 年、1 年という、そういう 1 年ごとの段階的な理解の積み重ねが必要な教科は、系統的な学びの連続性といったものが重要になります。

小学校段階での理解の不足が、中学校での学習に大きく影響を与えてしまうという場合もございます。したがって、小中の連携協働が、非常に重要になってくるわけでありまして、教育委員会といたしましては、この連携協働をさらに強めた小中一貫した教育。この導入を検討して参りました。

本日は、次年度、令和 6 年度、小中一貫した教育の本格的な実施及び今年度、令和 5 年度は、そのための準備段階の取組について説明いたします。

それでは、資料をご覧ください。

1 ページですが、小中一貫した教育は、この記載のとおり、9 年間を通して、子どもたち一人一人の学びを支え、全ての子どもたちの可能性を伸ばし、誰一人取り残すことのない教育の実現を目指す重要なテーマというふうに考

えております。

現在、道内多くの市町村、自治体で、特に本市のように、小学校が1校、中学校が1校、そして、各学年1学級といった、そういった規模の自治体においては、この小中一貫教育の導入または義務教育学校の設置、これを決定したり、あるいは検討しているというところが多くございます。

先ほども申しましたけれども、算数・数学科の例を言いましたけれども、そういった1年1年の積み重ねが、学習においては大事だということで、言うまでもなく、小学校の6年間、あるいは中学校の3年間という区切りで教育が終わってしまうということは決してありません。繰り返しますけれども、9年間を通して、子どもたち一人一人の学びを支えていく。そういった質の高い教育の実現が重要と考えております。

そこで、2ページをご覧くださいなのですが、本市におきましては、このシートにあります小中一貫型小学校・中学校と記載ありますがけれども、その中央部分を太枠で囲まれていますけれども、この②の併設型小学校・中学校、これを導入しようとしているものであります。

めくっていただいて、3ページのシートも同じように、それぞれ制度の違いを記載しております。

そして、4ページの令和5年度小中一貫した教育導入スケジュール案、これをご覧ください。

このように今年度は、プリント上段の協議検討事項にあるとおり、教育委員会において、まず小中一貫教育の導入、これを決定しまして、関連部局ですとか、本日、この行政常任委員会で、こうやって説明しておりますけれども、議会の皆様に対する説明を受けまして、市長による小中一貫教育を導入するという正式決定をしてもらうという考えです。

その上で、小中一貫教育推進委員会、これは仮の名前ですがけれども、及び各部会を編成して、次年度、令和6年度、本格スタートを目指して、その各部会の中で学習指導ですとか、教育課程の編成ですとか、児童・生徒理解ですとか、このプリントの中段にあります小中協働実践に記載しております各分野における小中一貫した学びの実現に向けて、具体的な準備検討を行う協議を進めたいというふうに考えております。

今後、この推進委員会を編成するまでの間に、この部会構成などは、もう少し詰めていかなければならないというふうに考えますけれども、現在の小学校、中学校の先生方に、各部会の構成メンバーとして、協議に参加してもらうことになっております。

協議内容の例といたしましては、5ページ、6ページに記載のような内容になります。

5 ページの上段にあります「小中一貫教育グランドデザイン」の作成とありますけれども、これを作成するとしたら、めくっていただいて 7 ページに、その案として例を添付いたしております。

ただ、この推進委員会ですとか、部会での活動が、今の教職員の働き方改革にそぐわないという状況にならないよう、工夫、考慮しながら進めていかなければならないのかなというふうに考えております。

焦らず、できるところから順々にという方針で、来年度、令和 6 年度小中一貫した教育の本格スタートを目指したいというふうに考えております。

なお、最後になりますけれども、この小中一貫導入によって、では、今まで何と変わるのだろうという点についてなのですけれども、一言で申しますと、子どもたちにとっては、その教育内容ですとか、教育環境が大きく変わるということはございません。

強いて言えば、教職員側の視点として、授業のスタイルといいましょうか、1 時間、小学校は 45 分、中学校は 50 分ですけれども、この 1 時間の授業のスタイルを小学校も中学校も、同じような形式を行うですとか、あるいは校内研修という形で、先生方は日々研修に取り組んでいるのですけれども、その研修テーマを小学校と中学校で同じくする。

そのようなことをすることによって、お互いに小学校の先生が中学校で授業を行ったり、中学校の授業を見たり、反対に中学校の先生方が、小学校へ出向いて授業を行ったり、授業を見たりということになりますので、それぞれ自分の学校、中学校は中学校、小学校は小学校だけではなくて、お互いに指導方法ですとか、子どもたちの様子を分かり合える、理解し合える。すなわち、小中の先生方の意識ですとか、つながりが強くなるということが大きなメリットなのかなというふうに思います。

そうしたことによって、子どもたちも小学校 6 年、あるいは中学校 3 年という区切りではなくて、9 年間を通した学びによって、学力の定着や向上、さらには、その資料 6 ページにも記載してありますけれども、中 1 ギャップの解消ですとか、思いやりの心やコミュニケーション能力、リーダーシップの育成、こういったようなことに効果が出てくるのかなというふうに考えています。

本市におきましては、1 学年 1 クラスという形で 9 年間を過ごしております。そのことが、子どもたちの人間関係といいましょうか、友人関係に変化がなく、固定化してしまうというところがマイナス要因、弱みだというふうに考えて、捉えられてきているのですけれども、逆に、そうではなくて、これをプラス要因だ、強みだというふうに考えて、学力向上はもとより、9 年間同じメンバーだからこそ、お互いのことを分かり合い、違いを認め合

い、そして絆を強めていくと。子どもたちにとって、そんな9年間となるような小中一貫教育を目指したいなというふうに、実現させたいなというふうに考えております。

以上、雑駁ではありますが、夕張市立小中学校一貫教育の導入につきまして、説明を申し上げます。

委員の皆様には、ご理解とご支援をいただきたく、何とぞよろしくお願い申し上げます。

以上です。

(高間委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けて参ります。

千葉委員。

(千葉委員)

すみません。2ページなのですけれども、2ページの②の黒く、これを夕張市で導入するという予定だそうですけれども、そこに書かれてある「一貫教育にふさわしい運営体制の整備が要件」となっていますけれども、これは道教委がこういう要件でないと駄目ですよと言っているのか、どうなのか。その辺について、分ければ教えていただきたいのですけれども。

(高間委員長)

教育長。

(教育長)

千葉委員のただいまのご質問にお答えいたしますと、道教委あるいは文科省のほうで、こうしなさいという、そういうものはございません。

この例をご覧になれば、お分かりと思うのですけれども、これは中学校区という扱いですよね。中学校が一つあって、その校区内に二つの小学校があるという例なのですけれども、本市においては、小学校は一つだというふうに押さえていただいて。

ここに書かれております、ふさわしい運営体制。では、一体どういうものかといいますと、先ほども、ちょっと言葉の中で言ったと思いますけれども、例えば9年間を通した教育課程を編成するですとか、あるいは、あとは何がありましたか。研修テーマも一緒にするだとか、いろいろ今言いましたけれども、要するに、学校運営に関わって、何度も今キーワードとして言っていますけれども、9年間を通して、子どもたちを育てるといったところの整備を行っていくということになるというふうに考えています。

(高間委員長)

千葉委員。

(千葉委員)

であれば、特段、道教委がこういう場合のふさわしい整備をなささいという、そういう項目とかというのはございませんという確認でよろしいですか。

(高間委員長)

教育長。

(教育長)

ただいまの質問は、そのとおりというふうに押さえていただければいいと思います。

(千葉委員)

はい、ありがとうございます。

(高間委員長)

ほかにはよろしいですか。

工藤委員。

(工藤委員)

今の２ページ目の部分ですけれども、今回、小中一貫ということでは、この②の併設型の小学校、中学校を設置したいというような方向だったのですけれども、①②③とある中で、今までいろいろとご議論されてきたのだと思うのですけれども、どういう経緯でといいますか、②を決定されたのか、その辺のところを教えてくださいだと思います。

(高間委員長)

教育長。

(教育長)

工藤委員のただいまのご質問にお答えいたしますと、先ほども説明の中に入れましたけれども、令和２年度から、学力向上を主な目的として、小中連携プロジェクト委員会というのを編成して、小中連携協働を進めているわけです。

ということで、今現在も、小中連携を進めているという下地がありますので、やはりそこを基本として、今後も学力向上だけではなくて、さらに生徒指導ですとか、児童会、生徒会の交流ですとか、そういったようなところを目指していこうという考えなのです。

ですので、①の義務教育学校ではなくて、まずは、小中一貫型小学校・中学校から取り組んでいこうという考えです。

もう一つの理由としては、①の義務教育学校の設置となりますと、これは、義務教育学校は現在の小学生と中学生が一つの校舎に入りまして、一つの組織になるのです。１年生から９年生という形になります。

ですので、例外はあるのですけれども、校舎は別々で義務教育学校という

のもあるのですけれども、基本的には一つの組織、校長先生が一人ですし、今言ったとおり、1年生から9年生まで、全小中学生が一つの校舎で勉強するということになりますので、そのためのやはり教育環境の整備と、すなわち校舎の整備、新築なのか、今ある学校の改修なのかということが出てきますので、そのための経費の問題等もございます。

あと③については、これは異なる設置者ということで、例えば夕張市と栗山町で一緒にやろうということというふうに考えていただければいいので、これはあり得ないというふうに考えていただくといいのかなと思います。

というようなことで、主に今申し上げました二つの観点から、まずは、ここに記載の小中一貫型小学校・中学校、併設型小学校・中学校、これでスタートしていこうというふうに考えたわけです。

以上です。

(高間委員長)

よろしいですか。

(工藤委員)

はい、ありがとうございます。

(高間委員長)

櫻井委員。

(櫻井委員)

最初にこれを見ましたときに、令和6年度ということになっていまして、一貫教育の開始が。それがちょっと、なぜそんなに急ぐのかなという印象が、まずありました。

教育長のお話にもあったとおり、子どもたちには、あまり変化がないということだったのですけれども、教員側のスタイルという変化ということだったので、この6ページの上から3段目なのですが、中学校教員が取得免許を生かして、小学校へ指導を行うということと、あと小学校教員が中学校に行って、支援を行うということだったのですけれども、こちらは現実的に、教員間の負担にはならないのかということが、ちょっと疑問に思いました。

丁寧な構築が必要なのかなというふうに思っていますが、いかがでしょうか。

(高間委員長)

教育長。

(教育長)

ただいまの櫻井委員のご質問等にお答えいたしますと、教員の負担にならないのかという点については、先ほども説明の中で、働き方改革という面もあるので、そこを考慮をしてという言葉に収束されるのですけれども、確か

に、何かこう、今行っていることに加えて新たなことをやろうとすると、負担というか、新たな業務が生じるということは、それは否めないのかなというふうに思います。

その中で、現在の働き方改革の考えを言うと、では、何か別なところで、もっともっと負担軽減できるものはないのかと、そういうことを考えたりしていかなければならないのかなというふうに思いますし、これも先ほどの質問の折に伝えましたけれども、今現在、既に小中連携、小中協働を学力向上の部分で行う中、合同研修会を実施したり、この乗り入れ事業を、そんなに頻繁ではないのですけれども、年に数回行ったり、あるいは小学校 6 年生が、夕張中学校の校舎で 1 日授業を行うといったような、体験というか、連携活動、そういったようなことも行いながら、ちょっと夕張小と夕張中の距離が、若干、ちょっと離れているかなというふうな感じはするのですけれども、そういったような交流を持っています。

ですので、そこを今やっていることをうまく活用しながら、教員にとって新たな業務というか、そういう負担感ということを感じず、よし、夕張の子どもたちのために、では、小中の先生方、目的を一つに心を合わせて、9 年間を通して子どもたちを育てようという、先生たちの中にも、そういった意識をしっかりと醸成させながら、やっていかなければならないのかなというふうに感じております。

以上です。

(高間委員長)

よろしいですか。

(櫻井委員)

よろしいです。

(高間委員長)

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

よろしいですね。

それでは、ほかにはないということなので、議長から、何かあれば。

(大山議長)

1 点、よろしいですか。

先ほど教育長のほうから、2 ページの義務教育学校の話もちょっと出ていましたけれども、夕張市の場合、子どもたちが少しずつ少なくなってくるといっても現状なのですけれども、この併設型というのは、それぞれ校舎があって、中学校に行く。義務教育は、一つの校舎で 1 年生から 9 年生まで。これは将来的に、そういうことも夕張市は考えられるのかということ。

というのは、マスコミでも報道されているのですけれども、6年生と中学の3年生、小学校の6年生は最高学年として、その責任感を持って行動する。それが、ここでいう義務教育学校ですと、1年生から9年生になったら、その部分がなくなると。この辺の懸念を報道されていたのですけれども、この辺のところは、どういうふうに考えているのでしょうか。

(高間委員長)

教育長。

(教育長)

ただいまの議長のご質問にお答えいたしますと、まず、本市において、小中一貫型小学校・中学校を導入しようとしているということでご説明しましたが、いずれ、義務教育学校への移行も視野にということは考えております。

今、申しましたとおり、その子どもたちの数がだんだん減っていくという点もありますし、何度も言っていますが、その9年間を通してということを考えると、同じ場所において、1年生から9年生まで、先生方全員で教育活動を行う。子どもたちにしてみれば、9年生全員で学びをするということのほうが、より効果があるのかなというふうにも、私は感じております。

その上で、一方で、1年生から9年生までというシステムになった場合の、今、議長からのデメリット部分、これはもういろいろな場で言われております。

今、申しましたとおり、現在小学校5、6年生は高学年という立場で、小学校の運動会ですとか、そういったような場面ではリーダーシップを取っているわけで、1年から9年というカテゴリーになると、その機会がなくなる、減ってしまうのではないか、あるいは、小学校6年での卒業式、中学校1年での入学式もありませんので、いわゆる節目としての達成感ですとか、あるいは、また新たな環境へ臨む新鮮さですとか、そういったものがなくなるのではないかという、そういうデメリットがありますよねということなのですけれども、実際、本市においてどうなるかということは、これはまだまだこれからのことなのですけれども、実際設置されている義務教育学校のお話を聞きますと、やはりその部分は、また別の何かの手段で補っているということです。

例えば、5、6年生の立場の子たちが、やはり何がしかの行事の折に、あるいはふだんの教育活動の中で、下の1年生から4年生までの先頭に立って何かをやる活動を増やすですとか、さらにその上の7年生、8年生、9年生がおりますので、その子たちは、もっともっと大事な役割を担わせるだとか、そういったような工夫はしているという情報は得ています。

ちょっと回答になっているかどうか分かりませんが、以上です。

(大山議長)

今、教育長が言われたとおり、先行しているところがあるということで、夕張の場合は、来年、再来年という話でもないので、その9年間というのは。じっくりほかの地域のことも参考にしながら、少しずつでも、やり方、知識を蓄えて、スムーズに行くような感じで、進めていただきたいなというふうに思っています。

(高間委員長)

あと、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、皆さん、いいですね。

ほかにはないようですので、これで教育課を終わります。お疲れさまでした。そういうことで、よろしくお願いします。

【地域振興課】

(高間委員長)

それでは、地域振興課、よろしくお願いいたします。

(地域振興課長)

ご報告に先立ちまして、地域振興課をご紹介します。

4月に着任しました地域振興課長の菊田と申します。よろしくお願いいたします。

こちらが、企画係の主幹、辻でございます。

(地域振興課主幹)

企画係を担当しています辻といいます。よろしくお願いいたします。

(地域振興課長)

こちらは農林係の主幹、中川でございます。

(地域振興課主幹)

農林担当の中川でございます。よろしくお願いいたします。

(高間委員長)

ありがとうございます。

それでは、ここから地域振興課より報告を受けて参ります。

(地域振興課長)

座ってご説明させていただきます。

地域振興課からは、2点、ご報告ございまして、まず1点目の令和5年第2回定例市議会に提案を予定している地域振興……。

(高間委員長)

すみません、課長、もう少しマイクを近づけてください。

(地域振興課長)

すみません。失礼しました。

(高間委員長)

前に引っ張れば近づきますので。

(地域振興課長)

はい。

令和 5 年第 2 回定例市議会に提案を予定している地域振興課所管の主な事業について、ご報告いたします。

5 点ございまして、まず 1 点目。夕張市プレミアムチケット販売・子育て世帯生活支援事業補助金でございます。

資料の 1 ページ目をご覧ください。

夕張市プレミアムチケット販売・子育て世帯生活支援事業補助金は、新型コロナウイルス感染症対策臨時交付金を活用し、4,350 万円の事業費を予定しております。

本事業は、物価高騰対策として、消費の下支え、市内の需要喚起を図るため、夕張商工会議所が実施する夕張市プレミアムチケットを発行する事業に対し、市が補助する形で行います。

今回の事業では、500 円券 13 枚を 1 冊とする額面 6,500 円分のチケットを 5,000 円で販売し、プレミアム率は 30%となっております。

販売方法は、昨年と同様、18 歳以上の市民を対象に申込みを受け付け、予算の範囲内で購入引換券を発行、市内 3 か所で販売することを予定しております。

また、プレミアムチケット 2 冊の購入につき 1 枚額面 500 円の飲食クーポンを配布し、長く続いたコロナの影響や物価高騰の影響が強い市内飲食店の利用促進を図って参ります。

なお、実施時期は未定ですが、予算が成立次第、実施主体の夕張商工会議所と調整し、できるだけ早期に販売を開始できるよう、準備を行って参ります。

また、子育て世帯への生活支援として、本事業で作成するプレミアムチケットを活用して、高校生以下の子どもがいる世帯の世帯主に対し、額面 6,500 円のプレミアムチケット 1 冊を配布する取組も実施いたします。

以上でございます。

(高間委員長)

そうしたら、2 課をまたいでいるので、先に生活福祉のほうの平塚課長のほうから、子育て世帯生活支援事業ということで、これを報告というか、皆さんから。関係ないですか。

分かりました。そうしたら、1 件目の今、報告に対しまして、それでは、皆さんからご意見を、質疑を受けていきたいと思います。

千葉委員。

(千葉委員)

今朝ほどの新聞だと思ったのですけれども、滝川市が、全世帯に 1 万円の補助のクーポンをするという報道がなされていたと思うのですけれども、夕張市として、このプレミアムチケット販売をするときに、今言ったように、全世帯へのチケットを配るというようなことも検討されたのかどうなのかについて、よろしくお願いいたします。

(高間委員長)

課長。

(地域振興課長)

ご質問にお答えいたします。

先ほどの全世帯配布に関してですが、こちらも検討いたしましたが、確実に市内消費を喚起するという点を踏まえまして、今回こういった方法にさせていただきました。

全世帯配布ですと、利用されない方もいらっしゃるかと思いますので、今回事前に、まず利用の申込みを受け付けまして、それで市内消費を確実に喚起するという取組でございます。

以上です。

(高間委員長)

副市長。

(本間副市長)

補足をさせていただきたいと思います。

全世帯配布とか、様々なやり方については、今回に限らず、前回、1 回目と 2 回目とか、いろいろこの商品券の配布については検討をしておりますが、これも湯水のように特定財源があるわけではございませんので、私どもとしては、その辺りをより工夫して、市内のそういう需要喚起を図りたいというような中での、こういう方策を考えたところでございます。

しかしながら、今回、高校生以下の世帯については、基本的には、従前はやっておりませんでした。対象は中学生以下というような部分もありましたけれども、この辺りについては、当然高校生の方々の支援も行いたいということで、前 2 回とは違って、こういう高校生以下の子どもの方がいる世帯に対しても、配布するというようなことでの工夫もさせていただいておりますので、ぜひご理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

(高間委員長)

千葉委員。

(千葉委員)

滝川市は、なぜ配るかというのと、買いたくても買えない。そういう世帯があるので、全世帯に配布するということなことで、情報として言っているのですけれども、夕張市内でも、そういう家庭があるのではないかと思います。

例えば、市内で3か所の場所しか購入できない。購入するのに徒歩では行けないとか、バスに乗ってタクシーとかで行かないと駄目だと、そういう家庭もあると思いますので、多分、コロナが収束したわけではないですけれども、今後、国からそういうお金が来るかなとは思いませんけれども、もし、今後こういうようなことを検討するのであれば、そういうことも含めて、検討をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(高間委員長)

副市長。

(本間副市長)

対抗を言うつもりはございませんが、低所得という部分でいきますと、後ほどあれですが、住民税非課税世帯とか、その辺りのことについて、別枠でそういう給付のほうもございまして、その辺りのことも総合的に勘案した後に、今回また従前で定着しているプレミアム事業ということで、先ほど言いましたとおり一部でございしますが、プラスアルファの高校生以下の部分も加えてございますので、今の締めのご意見は承ることにしまして、今回はこの事業ということで、実施をさせていただくということで、ご理解いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

(高間委員長)

千葉委員、よろしいですか。

ほかにございますか。

櫻井委員。

(櫻井委員)

販売場所についてなのですけれども、市内3か所、本町、清水沢、紅葉山ということを用意されているということなのですが、以前も、楓だとか、真谷地、南部の方が、なかなか買いに行けないというお話がありましたので、ぜひ、出張販売というのは検討していただけないものでしょうか。

(高間委員長)

課長。

(地域振興課長)

そうですね、検討させていただきたいと思いますが、今現状、昨年度も、この３か所で実施しているので、一定程度ご理解いただいているというのと、あと商工会議所さんのご負担も考えまして、今回も昨年同様の３か所とさせていただいているところでございます。

また今後、同様の事業ございましたら、そういった出張販売に関しても、検討させていただきたいと思います。

(櫻井委員)

ぜひ、よろしくお願いいたします。

(高間委員長)

はい、よろしいですか。

(櫻井委員)

以上です。

(高間委員長)

ほかにございますか。

工藤委員。

(工藤委員)

ちょっと質問なのですが、この子育て世帯に対しての支援ということなのですが、中学生、また高校生で、市内を離れて住民票を移されているお子さんがいたりする場合というのは、対象になるのですか、これ。

(高間委員長)

平塚課長。

(生活福祉課長)

ただいまの工藤委員のご質問にお答えします。

今回、住民票がある今年度中に 18 歳を迎える方を全員を対象に、全世帯に商品券をお配りするということになっておりますので、住民票が離れていると把握できないということもありますので、その辺をご理解いただきたいと思います。

(工藤委員)

対象外ということですね。

(生活福祉課長)

はい。

(高間委員長)

はい、よろしいですか。工藤委員、よろしいですか。

(工藤委員)

できれば、同じ市外に進学されたりしている中で、親御さんに行ってみれば

夕張市民という同じ市民の方ですので、その辺のところでは、何とかその辺を把握できるような体制を取っていただいて、そういうお子さん方のいる家庭も対象にさせていただくことを検討していただくように、ちょっとお願いをさせていただきたいなというふうに思いますけれども。

(高間委員長)

平塚課長。

(生活福祉課長)

ただいまの工藤委員のご質問にお答えします。

実際把握する方法が、どのような方法があるのか、そういうことも含めて、今後も検討して参りたいと思います。

(工藤委員)

よろしくお願いします。

(高間委員長)

荒井委員。

(荒井委員)

販売時期なのですけれども、まだ決まっていないようであれば、年金の給付日とかを考慮した発売日とかに合わせてほしいなと思います。

(高間委員長)

課長。

(地域振興課長)

考慮させていただきます。

(高間委員長)

ほかにございますか。

徳谷委員。

(徳谷委員)

このプレミアムチケットなのですけれども、ちょっと僕の感覚的なあれだと、大体ガソリン代とか、灯油代とかにほとんど消えているような気がするのですが、それは何でしたか、使った事業者に対する、何かデータとかを取って、何かそういうのを計算して、店舗とかを決めているのでしょうか。

(高間委員長)

係長。

(商工観光係長)

過去の2か年やっておりましたプレミアムチケットの利用店舗につきましては、夕張商工会議所のほうから、使われた店舗さんのデータは提供していただいております。使っている店舗さんに関しては、どれぐらいの比率で使っているかというのは、把握をしております。

詳しい中身につきましては、細かくあるのですけれども、ガソリンスタンドだとか、その辺りの店舗さんに偏っているわけではなくて、市内の商店さんですとか、スーパーさんでの利用もかなり多いと認識しております。

以上です。

(高間委員長)

よろしいですか。

(徳谷委員)

大丈夫です。

(高間委員長)

ほかにはございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

何か議長はありますか。

(大山議長)

ちょっと質問なのですけれども、子育て世帯の支援、高校生以下に1冊と書いてあるのですけれども、これは小中高と、三人子どもがいましたと。ここも1冊。一人でも1冊。この辺、これを決めたときに、どうなのと、それ。三人のところも1冊、一人のところも1冊と、そういう過程の中で、そういう話は出たのですか。

(高間委員長)

平塚課長。

(生活福祉課長)

ただいまの議長のご質問にお答えします。

支援の方法というとな、各市町村でもいろいろな案を出して、庁舎内でもいろいろな方策、施策を検討しましたが、どこまで限られた財源の中で、どこまでするのがベターなのか検討しまして、ちょうど並行して、道のほうで単独事業として、子育て応援事業というのをやっけていまして、その単価を参考に、今回、児童数にかかわらず、1枚配ろうという判断に至ったところでございます。

(高間委員長)

議長。

(大山議長)

参考にするのはいいのですけれども、道がこうだから、うちもこうしようという考え方ということなのですか。

(高間委員長)

平塚課長。

(生活福祉課長)

ただいまの議長のご質問にお答えします。

先ほども申し上げましたとおり、繰り返しになりますが、財源も限られている中、児童当たり 1 冊配るということも、もちろん方法としてあるわけですが、今回は様々な選択肢の中で、こういうところに落ち着いたということです。

(高間委員長)

よろしいですか。

(大山議長)

分かりました。

(高間委員長)

はい。それでは、ほかにはないようですので、これで 1 の夕張市プレミアムチケット販売、そして子育て世帯生活支援事業補助金の報告を終わります。

平塚課長、お疲れさまでした。

それでは、引き続き、残り 4 件の報告を受けて参ります。

課長。

(地域振興課長)

はい。2 番目の雇用対策支援補助金でございます。

雇用対策支援補助金は、新型コロナウイルス感染症や物価高騰の影響を受けている市内事業者が、雇用の維持・確保を図るために実施する、賃上げの取組と、賃上げと合わせて実施する就業環境整備等の離職者対策や求人広告などの人材確保対策に係る経費を対象に、1 事業者上限 30 万円を補助するものです。

新型コロナウイルス感染症対策臨時交付金を活用し、5 事業者分 150 万円の事業費で実施を予定しております。

続きまして、3 番目の地域経済活性化(販路拡大・需要喚起)事業補助金についてでございます。

こちらは、地域経済の活性化に向け、商工会議所等との連携を強化するとともに、商工会議所や市内事業者等の自立的な取組の促進を図るため、夕張商工会議所が市内事業者等と連携して実施する、物産展への出展などの販路拡大の取組や、市内イベントでの市内産品の提供などの需要喚起の取組に要する経費の一部を支援するもので、夕張商工会議所への補助金として実施し、57 万 6,000 円の事業費を予定しております。

なお、これらの取組を実施する際には、観光情報やふるさと納税の PR を併せて実施することで、交流人口の拡大にもつなげて参ります。

4 番目の道の駅夕張メロード運営促進事業補助金。

資料 2 ページ目をご覧ください。

道の駅夕張メロード運営促進事業補助金は、22 万 5,000 円の事業費を予定しており、道の駅の安定的な運営と夕張の南の玄関口として市内各地への周遊を促進するために、道の駅を運営する道の駅夕張メロード運営協議会に対して、道の駅として運営していくために最低限必要な経費を補助するものです。

内訳は、道の駅連絡会年会費、スタンプラリー参加費といった広域連携の取組。道の駅への集客、市内各地への周遊促進のための広告宣伝費といった情報発信の取組に必要な経費の一部を支援するものです。

最後に、5 番目の地域おこし協力隊派遣事業でございます。

こちらは都市住民を地方で受け入れ、地域協力活動に従事してもらいながら、地域への定住定着を図る総務省の制度ですが、地域振興課では令和 3 年度から現在の地域おこし協力隊 1 名を採用し、令和 5 年度も当初予算で所要経費を計上させていただき、観光情報の発信等の観光促進支援に取り組んでもらっているところです。

5 月に新型コロナウイルス感染症による行動制限が撤廃され、急速に回復している観光需要を確実に捉えていくため、さらに地域の魅力の情報発信を強化していく必要があるため、新たに観光促進支援に従事する地域おこし協力隊員を 1 名採用する予算をご提案させていただく予定です。

また、新型コロナウイルス感染症や物価高騰の影響を受け、事業継続が危惧される市内商工業者を支援するため、新たに商工業振興支援に従事する地域おこし協力隊員を 1 名採用する予算も、併せてご提案させていただく予定です。

事業費は、2 名分の委託料として 851 万 6,000 円を予定しております。新たに採用する観光促進支援の隊員は、市内で観光情報の発信を行っている民間団体、一般社団法人夕張市観光プロモーションと市が委託契約を締結し、同団体で隊員を雇用する形で、同団体が作成している観光パンフレットやホームページ等による情報発信のほか、市の協力隊員と連携して、観光案内やイベント支援等の活動に取り組んでいただくことを想定しております。

商工業振興支援の隊員は、市内で事業者支援を行っている経済団体、夕張商工会議所と市が委託契約を締結し、同団体で隊員を雇用する形で、同団体が行っている市内事業者の経営支援等の業務のほか、市内商工業者の販路拡大や市内製品の需要喚起等のサポートなどの活動に取り組んでいただくことを想定しております。

以上でございます。

(高間委員長)

はい。ありがとうございます。

続けていいですか。

それでは、資料 2 のほうも、続けて説明をお願いします。

(地域振興課長)

続きまして、資料 2 のほうをご説明させていただきます。

第 14 次夕張市農業振興計画について、ご説明いたします。

令和 5 年度から令和 7 年度までの 3 か年を計画期間とする第 14 次夕張市農業振興計画を策定しましたので、ご報告させていただきます。

資料につきましては、右上に資料 2 と書かれました表紙を除きまして、8 ページとなります第 14 次夕張市農業振興計画の概要と、それ以降に計画全文を用意しておりますが、こちらの概要版でご説明いたします。

第 1、計画策定の意義でございます。

農業振興計画につきましては、高度な経済社会の進展に対応する特色ある農業を確立するために必要な施策の実施に当たり、市が農業振興条例に基づき、策定するものでございます。

第 13 次農業振興計画につきましては、令和 4 年度をもって期間が満了いたしましたことから、令和 5 年度から 7 年度までの 3 か年を期間とする第 14 次計画を策定しようとするものでございます。

計画策定の経過といたしましては、昭和 26 年から平成 18 年まで、計画期間を更新しながら、第 1 次から第 11 次まで農業振興計画の策定を重ねて参りましたが、平成 18 年に財政再建団体となったことから、第 12 次計画の策定を見合わせることにいたしました。

その後、平成 29 年度から企業版ふるさと納税を財源といたしました事業実施が可能となりましたことから、第 12 次計画を策定し、令和 2 年度には、令和 4 年度までを期間とする第 13 次計画を策定したところでございます。

計画の意義といたしましては、本市農業は、経済社会情勢の変化により、多くの課題が直面していることから、必要な政策の実施に向けて、第 14 次計画を策定するものでございます。

次に、第 2、夕張農業の現状と課題でございます。

本市農業の現状といたしましては、高齢化や後継者の不足などによりまして、専業農家や兼業農家の戸数は年々減少し、作付面積も減少傾向となつてございます。

また、近年鳥獣による被害金額は大きく増加しており、このような様々な課題に直面していることから、農作業の省力化や付加価値・生産性の向上、計画的かつ効率的な農業生産基盤の整備、災害に強い農村づくり、意欲の高

い優れた担い手の育成・確保、多様な人材が活躍できる環境づくり、農業・農村の多面的機能の発揮や理解の醸成、深刻化する鳥獣被害の防止などによる農業生産力の維持向上と活力ある農村形成に向けた取組の強化が必要となっているところでございます。

次に、第 3、農業振興の指標でございます。

本市の農業を持続的に発展させていくためには、市と農協などの農業関係機関や団体、さらには生産者が一体となった取組が重要となっております。

本計画における指標につきましては、農協が策定いたしました第 13 次農業振興農協事業 3 ヶ年計画を参考とし、市と農協が同一の目標に向かって取組を進めようとするものでございます。

設定する指標といたしましては、多様な担い手や農業を支える多様な人材が活躍する姿を示す指標として、農家戸数や農業労働力人数、農業・農村が将来に引き継がれている姿を示す指標として、農業地面積や作付面積、持続的で生産性の高い農業が展開されている姿を示す指標として、メロンなどの面積・生産量・単収などを設定しております。

次に、第 4、農業振興施策の展開方向でございます。

市といたしまして、関係機関や団体、生産者の皆様と連携を取りながら、四つの展開方向により、農業振興施策を推進しようとするところでございます。

施策の 1 といたしまして、夕張メロンの安定生産とブランド維持となります。持続的で生産性の高い農業の展開を目指しますとともに、ブランド維持に向けた夕張メロンの広報活動への支援を推進いたします。

施策の 2 といたしまして、多様な担い手等の確保・定着となります。農業経営を担う人材の確保と定着を目指しますとともに、働きやすい環境を整え、農業を支える多様な人材の受入れを推進いたします。

施策の 3 といたしまして、活力ある農村づくりの推進となります。農業・農村を貴重な財源として育み、将来へ引き継いでいくとともに、多面的機能の発揮に向けて、地域住民が一体となって進める活力ある農村づくりを目指します。

施策の 4 といたしまして、鳥獣被害対策の強化となります。捕獲活動や捕獲人材の育成など総合的な鳥獣被害対策を目指します。

これらによりまして、第 2 期夕張市地方版総合戦略で目標とする持続的で安定した力強い調和の取れた産地力強化を目指すものでございます。

次に、第 5、農業振興の推進施策と事業計画でございます。

ただいまご説明いたしました四つの展開方向ごとに取組を推進いたします。

夕張メロンの安定生産とブランド維持につきましては、ビニールハウスの

設置や更新、客土や暗渠排水など小規模基盤整備に対する支援を行う夕張メロン生産安定対策支援事業をはじめとした農業振興対策連携事業や農業用機械の導入等による生産の効率化に対する支援を行う、経営体育成支援事業などの各種事業、また農業生産工程管理となるギャップや省力化に資するスマート農業の推進、地域農業の将来の在り方となる地域計画の策定を推進いたします。

多様な担い手等の確保・定着につきましては、人材の全国募集、住環境整備の支援を行う雇用労働力確保緊急対策事業や、経営発展の取組や資金面を支援する新規就労者育成総合対策事業とともに、働きやすい環境づくりや多様な人材の受入れ、女性の参画、経営の継承、法人化、企業の農業参入を推進いたします。

活力ある農村づくりの推進につきましては、地域の協働活動を継続するための取組を支援する多面的機能支払交付金事業と、各組織の負担軽減等を図るための活動組織の広域化を推進いたします。

鳥獣被害対策の強化につきましては、有害鳥獣の捕獲等の取組を推進する鳥獣被害防止総合対策事業と捕獲の促進や捕獲従事者の育成確保を図る取組を支援する夕張市鳥獣被害防止対策事業を推進いたします。

なお、その他といたしまして事業総括表を添付してございます。

施策の展開方向ごとに、各事業の実施主体や概要を整理したものとなります。個別事業ごとのご説明につきましては、お時間の関係から割愛させていただきたいと思っております。

最後となりますが、ただいま概要をご説明いたしました第 14 次計画につきましては、国の食料農業農村基本計画、道の第 6 期北海道農業・農村振興計画、市の第 2 期夕張市地方版総合戦略、農協の第 13 次農業振興農協事業 3 カ年計画など、関連する計画との整合性を図り、市として策定したものでございます。

以上でございます。

(高間委員長)

ありがとうございました。

それでは、これより報告に対する質疑を受けて参ります。

千葉委員。

(千葉委員)

道の駅夕張メロードの運営促進事業の件なのですが、情報発信ということで、道の駅への集客、市内各地への周遊促進のための情報発信ということで予算を見ているのですが、具体的に市内各地への周遊促進を道の駅でどのような施策をするのかについて、よろしくお願いいたします。

(高間委員長)

課長。

(地域振興課長)

ご質問にお答えいたします。

情報発信といたしましては、広告宣伝費を予定しておりまして、こちら、昨年度も実施しましたじゃらんさんに掲載させていただいた経緯がございます。そちらを参考に予算を計上させていただいております。

以上でございます。

(高間委員長)

千葉委員、よろしいでしょうか。

(千葉委員)

じゃらんさんに前に一回載りましたよね。その広告宣伝費ということですか。

(地域振興課長)

また同様の事業を実施するための。

(千葉委員)

また同様の事業をやる。

(地域振興課長)

さようでございます。

(高間委員長)

よろしいですか。ほかはございますでしょうか。

徳谷委員。

(徳谷委員)

農業振興の多様な担い手等の確保とありますが、今ほかの自治体では結構動画配信とかテレビとかで幅広く募集しているようなことをちょっと見受けられるのですが、今後そういったことは考えている計画等はございますかね。

(高間委員長)

農林担当主幹。

(農林担当主幹)

ただいま、ご質問のありましたことに、ご回答いたします。

中身としましては、今後、具体的に詰めて参ろうと思っておりますけれども、今、ご提案といいますか、ご意見をいただいたことも参考にしまして、夕張市として多様な担い手を確保するに当たって、必要な施策をいろいろと検討して参りたいと思っております。

以上でございます。

(高間委員長)

徳谷委員、よろしいですか。

(徳谷委員)

はい。

(高間委員長)

ほかにはございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長のほうからはよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、皆さん、ないようですので、これで地域振興課を終わります。

【土木水道課】

(高間委員長)

それでは、土木水道課、よろしくお願いいたします。

(土木水道課長)

土木水道課になります。私ども、報告の前に職員の紹介のほうからさせていただきます。

まず、私が土木水道課長をやっております阿部と申します。

隣なのですけれども、土木水道課の上下水道担当課長をやっております小峰と申します。

(上下水道担当課長)

小峰と申します。よろしくお願いいたします。

(土木水道課長)

その隣になりますが、上下水道担当主幹となります後藤です。

(上下水道担当主幹)

後藤です。よろしくお願いいたします。

(上下水道課長)

本日、この場にはいないのですが、土木の担当の主幹として花田というものがもう一人いますので、すみません、この体制で行っていきますのでよろしくお願いいたします。

それでは、座って説明させていただきます。

(高間委員長)

それでは、土木水道課より報告を受けて参ります。

課長。

(土木水道課長)

それでは、まず、1枚めくっていただいて、資料のほうで説明させていた

できます。

資料のほうで一番上のほうです、表の一番上のところ、こちらのほうが令和 5 年 4 月 14 日現在で取りまとめたものになります。合計の降雪量の資料になります。

令和 4 年シーズンについては、清水沢の観測で降雪量は 1,006 センチ、昨年の同時期は 987 センチで 19 センチほど多くなっております。

続きまして、その下、除雪の出動回数です。こちらのほうは全区域で 101 回、昨年と比較して 3 回ほど少なくなっております。

次、めくっていただいて裏面の資料になりますけれども、グラフですね、こちらについては、例年どれぐらいの雪が降っていたのかというものを載せております。ちなみに、ちょっと表が細か過ぎて見えない部分もあると思うのですが、過去 22 年間、ちょっと年数が長いのですが、22 年間で昨年は過去 5 番目に多いという観測記録でした。ちなみに、一番多かったのは平成 30 年になります。

今期、除雪費の執行状況になりますけれども、約 1 億 3,920 万 4,000 円となっております。3 月に予算を補正しております。不足なく無事除雪業務を終えたところであります。

以上です。

(高間委員長)

ありがとうございました。

それでは、これより報告に対する質疑を受けて参ります。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長もよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、ないようですので、これで土木水道課を終わります。

(土木水道課長)

ありがとうございました。

(高間委員長)

お疲れさまでした。

【生活福祉課】

(高間委員長)

それでは、生活福祉課よろしくお願いいたします。

(生活福祉課長)

生活福祉課です。

今年度の課の職員の体制、職員をご紹介します。

私、生活福祉課長兼福祉事務所長、平塚です。どうぞよろしくお願い致します。

(生活福祉課主幹兼係長)

生活福祉係長も兼務しております主幹の佐藤といいます。よろしくお願い致します。

(生活福祉課主幹兼係長)

子ども子育て支援係係長を兼務しております生活福祉課主幹の高橋と申します。よろしくお願い致します。

(生活福祉課長)

以上で課の紹介を終わります。

(高間委員長)

ありがとうございます。

それでは、生活福祉課より報告を受けて参ります。

課長。

(生活福祉課長)

初めに、(1) 夕張市シルバー専用住宅について、説明を行います。お手元の資料をご覧ください。

夕張市シルバー専用住宅は、昭和 49 年に建設された改良住宅を活用しまして、65 歳以上の単身もしくは 60 歳以上の夫婦世帯で生活環境又は住宅事情等の理由で、現に居住している住宅において日常生活を営むことが困難な方に対して、福祉の増進を図るため、昭和 61 年より計 3 棟を運営して参りました。

しかしながら、平成 12 年の介護保険制度開始に伴いまして、サービス付き高齢者向け住宅や居宅介護サービスの充実など、社会的な環境が整う中、平成 22 年度の新規入居を最後に入居者の施設入所や死亡による入居者の減少が続いてきました。

建設から約 50 年が経過し、建物の老朽化や、1 階であっても階段を上り下りする構造となっていたり、現代の高齢者ニーズに対応できないことなどから、住宅の維持継続が困難と判断し、今後の市の対応方針について、令和 2 年度の議員全員協議会で説明したところです。

こうした中、昨年度も入居者の減少がさらに続いていまして、現在の入居は 1 戸のみとなりました。

そこで今年度、現入居者に対し、ほかの公営住宅への移転勧奨を実施したいと考えております。移転勧奨に当たっては、丁寧な説明はもとより、入居者の希望に配慮するとともに、移転後の生活に配慮し対応したいと考えてい

ます。

具体的には、この後の計画変更の説明のときに説明したいと思っておりますが、住宅移転に係る保証金と移転後の住宅料との差額に対しての軽減措置を計上しております。補正予算成立後、移転交渉を行い、降雪前の移転を見込み対応して参りたいと考えています。

以上で資料 1 の説明を終わります。

続いて、資料 2、夕張市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、内容を説明します。

1、改正理由についてであります。放課後児童健全育成事業、いわゆる学童クラブであります。支援に携わる放課後児童の支援員について、こども家庭庁が定める要綱に基づき職員の要件を緩和するものでございます。

2、改正内容についてであります。職員の要件として定められている「都道府県又は指定都市の実施する研修を修了した者」に「市が定める職員の研修計画により行われる研修を、放課後児童支援員としての業務に従事することとなったことから、2 年以内に修了することを予定している者」を含めると国が定めたことから、本条例の一部の改正を行うものであります。

以上で、生活福祉課の説明を終わります。

(高間委員長)

ありがとうございます。

それでは、これより報告に対する質疑を受けて参ります。

櫻井委員。

(櫻井委員)

移転後の生活に配慮したということで、1 名が残られているという状態なのですが、現状について分かる範囲で、どのような状態でいらっしゃるのか、教えていただきたいです。

(高間委員長)

主幹。

(生活福祉課主幹兼係長)

今の委員のご質問にお答えしたいと思います。

対象者の方は女性の方で、現在 86 歳の方になります。比較的身体的には健康な方なのですが、先ほど説明にもありましたが、3 階建て住宅の 3 階の住宅層に住んでいる方でして、実は、この間、いろいろな住民とのやり取りもしてきた中で、ご本人も公営住宅のほうに移転したいというような要望もあったものですから、これは移転の実現がかなり高いということで、今回、このような措置に至ったというものです。

以上です。

(櫻井委員)

分かりました。安心しました。ありがとうございます。

(高間委員長)

よろしいですか。

(櫻井委員)

はい。ありがとうございます。

(高間委員長)

ほかにはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長もよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、質疑もないということなので、これで生活福祉課を終わります。

【財政課】

(高間委員長)

それでは、財政課、よろしくお願いいたします。

(財政課長)

財政課です。冒頭、一言ご挨拶申し上げます。

私、財政課長の板垣と申します。これからよろしくお願いいたします。

(財政課主幹兼管財係長)

財政課主幹兼管財係長の佐々木です。どうぞよろしくお願いいたします。

(高間委員長)

それでは、報告を受けて参ります。

課長。

(財政課長)

それでは、報告事項の 1 点目、財政再生計画の変更につきまして、資料 1-1 をご覧ください。

今回の財政再生計画の変更は、令和 5 年度第 1 次 3 月変更以降に生じた新たな課題に対応するものであります。計画変更後の歳入歳出増減額は 2 億 3,422 万 2,000 円となります。

変更に伴いまして必要となる財源につきましては、国道支出金や幸福の黄色いハンカチ基金繰入金などの特定財源を活用するほか、一般財源は財政調整基金繰入金で対応するため、再生計画期間の変更はございません。

資料の説明につきましては、先に 1 の歳出関係で変更のある事業につきまして、各関係課ごとに順にご説明し、その後、歳入のご説明いたします。

なお、歳出関係の表の財源欄におきまして、一般財源に※を付してあるも

のにつきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用を予定している事業でありまして、交付金の交付決定を受けた後、後日、財源振替の補正を行うこととしております。

また、資料に記載の内容につきましては、現在、国、北海道と調整を図っておりまして、内容に変更が生じる場合がありますことを、あらかじめご承知おき願います。

では、まず最初に、建設課、消防本部、教育課の案件について、ご説明いたします。

1 番、空き家実態調査委託。市外転出等で個人住宅空き家の危険建築物が急増している中、今後の空き家対策を検討するうえで必要な実態把握調査を実施するための所要経費を計上するものであります。変更額は 665 万 5,000 円。財源は全額幸福の黄色いハンカチ基金繰入金でございます。

2 番、空き家所有者調査委託。所有者不明空き家が急増している中、空き家対策の推進には所有者特定までのスピードアップが必要であるため、専門知識を有する専門家への調査委託経費を計上するものであります。変更額は 49 万 5,000 円。財源は全額一般財源でございます。

3 番目、空き家除却補助。所有者による危険家屋の解体をより一層促進するため、解体に係る補助件数及び補助上限額の拡充に必要な経費を計上するものであります。変更額は 600 万円。財源は国庫支出金 300 万円、幸福の黄色いハンカチ基金繰入金 300 万円です。

4 番目、夕張都市計画の見直し業務。平成 24 年以降見直しが行われていない夕張市の都市計画について、今後の市庁舎移転などを勘案し、まちの健全な発展に資するよう的確に見直す必要があるため、業務委託に係る経費を計上するものであります。変更額は 270 万 3,000 円。財源は全額一般財源です。

5 番目、新規採用職員養成。昨年度 1 名の欠員が生じた消防職員につきまして、適切な消防体制を維持し消防活動に支障をきたさないよう、職員採用に係る必要な経費を計上するものであります。変更額は 99 万 5,000 円。財源は全額一般財源です。

6 番目、総合的学習実践。ふるさと学習、キャリア教育や探究活動の充実を図るうえで、新聞記事データベースを利用することで、児童・生徒が自ら調べてまとめる力を養成するため、必要な経費を計上するものであります。変更額は 6 万 4,000 円。全額幸福の黄色いハンカチ基金繰入金です。

7 番目、児童生徒情報化促進(財源振替)。当初予算に計上しております同事業につきまして、一部国庫支出金を充当するため、一般財源から財源振替を行うものです。財源は国庫支出金 14 万 9,000 円、一般財源が 14 万 9,000

円の減額となります。

8 番目、中学校外壁修繕。校舎 3 階外壁の一部にひび割れと表面コンクリートの剥離が生じたことから、生徒及び教員等の安全を確保するため、当該箇所の補修に必要な経費を計上するものです。変更額は 117 万 7,000 円。財源は全額一般財源です。

9 番目、小・中学校給食費負担軽減補助。昨今の物価上昇等の影響による給食の食材単価値上げに対する保護者負担を軽減するため、食材購入費不足分に係る経費を計上するものであります。変更額は 126 万 5,000 円。財源は全額一般財源であります。

建設課、消防本部、教育課に関する案件は以上でございます。

(高間委員長)

ありがとうございます。

それでは、報告に対する質疑を受けて参ります。

千葉委員。

(千葉委員)

教育委員会の 6 番なのですけれども、新聞記事のデータベースの件なのですけれども、今、学校で新聞等は取られていると思うのですけれども、何社ぐらいの新聞を取られているのかと、もう一点、このデータベースを利用すると言いますけれども、これは全ての新聞社のデータベースが利用できるのかどうなのかについて、お伺いいたします。

(高間委員長)

教育課長。

(教育課長)

千葉委員のご質問にお答えいたします。

朝刊は北海道新聞 1 社を取っているところでございます。このデータベースも道新の記事のデータとなっております。ほかの新聞社は入っておりません。

以上です。

(高間委員長)

千葉委員、よろしいですか。

千葉委員。

(千葉委員)

基本的に多分新聞を取っていないとデータベースが見られないというような今システムだと思いますので、今後、それを広げていく、子どもによっては道新ではないほかの新聞を家庭で取っている、そういう生徒もいるかな、児童もいるかなと思いますので、今後はその辺についてご検討をお願いした

いと思います。

もう一点、よろしいですか。

(高間委員長)

はい、どうぞ続けて。

(千葉委員)

中学校の外壁の問題なのですけれども、いつ起きたのかと、もう一点、これ何か一部ですけれども、全体的にそれが広がる傾向はないのかどうなのかについて、お願いいたします。

(高間委員長)

課長。

(教育課長)

千葉委員のご質問にお答えします。

この状況を確認したのは、今年の2月です。その後、直ちに市の建設技術職の方に見ていただいて、雪解けを待ってもう一度見るということで見ていただいたのですけれども、今のところは広がりはないのかなということで、早急に見積りを取って、今回、この計上させていただいたというところでございます。

以上です。

(高間委員長)

千葉委員。

(千葉委員)

学校も相当年数がたっていると思いますので、今後、これがほかのところにも影響が出てくる可能性もあるかと思いますが、できましたら全体的に学校の点検をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(高間委員長)

課長、よろしいですか。

(教育課長)

はい。

(高間委員長)

では、お願いいたします。ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長はいいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、ほかにはないので、今の報告に対する質疑を終わります。
それでは、続けて報告を受けて参ります。

財政課長。

(財政課長)

続きまして、生活福祉課、保健福祉課、土木水道課に関する案件をご説明いたします。

10 番、シルバー専用住宅入居者移転補償等。老朽化著しいシルバー専用住宅入居者の安全確保と他の住宅への移転を促進するため、移転に係る引っ越し等費用及び移転後の家賃補助に必要な経費を計上するものです。変更額は 38 万 8,000 円。財源は全額一般財源です。

11 番目、12 番目は同一の内容になりますので、一括してご説明いたします。低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業。食費等の物価高騰に直面する子育てをする低所得の世帯に対して、対象児童一人当たり一律 5 万円の特別給付金を支給するものであります。11 番目のひとり親世帯以外の子育て世帯に対する分として、変更額は 517 万 8,000 円。12 番目のひとり親世帯に対する給付に係る変更額は 513 万 8,000 円。財源はいずれも全額国庫支出金となっております。

13 番目、国庫支出金過年度還付(非課税世帯等給付金事業費等補助金)。非課税世帯等給付金事業費等に係る令和 3 年度及び 4 年度国庫補助金について、精算の結果、超過受入れとなっていることから、返還に係る経費を計上するものです。変更額は 1,071 万 1,000 円。財源は全額一般財源です。

14 番目、国庫支出金過年度還付(価格高騰緊急支援給付金)。価格高騰緊急支援給付金に係る令和 4 年度国庫補助金について、精算の結果、超過受入れとなっていることから、返還に係る経費を計上するものです。変更額は 227 万 8,000 円。財源は全額一般財源です。

15 番目、低所得者世帯支援給付金支給事業。昨今の物価上昇等により、特に影響を受けている低所得世帯の負担軽減を図るため、住民税非課税世帯へ 1 世帯当たり 3 万円を給付するものであります。変更額は 6,542 万 9,000 円。財源は全額一般財源です。

16 番目、予防接種健康被害救済措置事業。予防接種による健康被害を受けた方への給付金について、予防接種法施行令の改正による給付額の改定があったことから、追加となる所要額を計上するものです。変更額は 9 万 1,000 円。財源は道支出金 6 万 8,000 円、一般財源 2 万 3,000 円です。

17 番目、新型コロナウイルスワクチン接種。令和 5 年度におきましても継続した新型コロナウイルスワクチン接種体制を確保するため、必要な経費を計上するものです。変更額は 3,448 万 2,000 円。財源は全額国庫支出金です。

18 番目、市立診療所看護職員等住居手当負担金。市立診療所移転改築後も看護職員等を確保し、医療提供体制の整備を図る必要があることから、廃

止される看護宿舎に代わり、民間アパートへ入居する看護職員等へ住居手当を支給するため、所要経費を計上するものです。変更額は 94 万 5,000 円。財源は全額一般財源です。

19 番目、旧市立診療所閉鎖工事。今般の物価高騰・労務単価上昇により、市立診療所移転改築に伴う旧市立診療所の閉鎖費用に予算不足が生じることから、所要額を追加計上するものであります。変更額は 1,278 万 8,000 円。財源は全額一般財源です。

20 番目、市立診療所職員用駐車場整備。市立診療所移転改築に係る職員用駐車場の駐車台数不足に対応するため、不足する台数分の駐車場整備に必要な経費を計上するものです。変更額は 171 万 6,000 円。財源は全額一般財源です。

21 番、医療・社会福祉施設等物価高騰対策支援事業。昨今の電気料金高騰の影響を受けている市内保健医療機関、社会福祉施設などの負担軽減を図るため、電気料金高騰分を支援するための経費を計上するものであります。変更額は 384 万 1,000 円。財源は全額一般財源です。

22 番目、除雪ドーザー修繕。市道除雪体制の維持と冬期間の市民生活を守るため、エンジン本体が故障した除雪ドーザーの修繕に必要な経費を計上するものです。変更額は 460 万 2,000 円。財源は全額一般財源です。

生活福祉課、保健福祉課、土木水道課に関する案件は以上でございます。
(高間委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けて参ります。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〔議長に〕ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、ないようですので、今の報告に対する質疑を終わります。

それでは、続けて報告を受けて参ります。

課長。

(財政課長)

続きまして、議会事務局、市民課、地域振興課に関する案件をご説明いたします。

23 番、議会映像配信機器購入。「市民に対し開かれた議会」を目指し、市民が議論の過程をインターネット上で視聴できるよう、映像配信に必要な機器の購入経費を計上するものです。変更額は 21 万円。財源は全額一般財源です。

24 番目、一般廃棄物処理施設軽微変更届出作成。富野じん芥埋立処分地

の延命化を図るため、建設現場の残土を盛り、容量の嵩上げを検討しているところでありまして、そのためには廃棄物処理法に基づく北海道知事への届出が必要となることから、当該業務に必要な経費を計上するものです。変更額は 422 万 4,000 円。財源は全額一般財源です。

25 番目、幸福の黄色いハンカチ基金助成。「夕張まちづくり寄附条例」に基づき指定寄附があったもののうち、特定の団体を指定した寄附を当該団体へ助成するため、所要額を計上するものです。変更額は 26 万 5,000 円。財源は全額幸福の黄色いハンカチ基金繰入金です。

26 番目、地域おこし協力隊派遣事業(観光促進支援等)。地域の魅力発信強化を目的とした観光促進支援、及び販路拡大や需要喚起等を目的とした商工業振興支援に係る地域おこし協力隊を確保し、委託隊員として活動するために必要な経費を計上するものです。変更額は 851 万 6,000 円。財源は全額一般財源です。

27 番目、創業支援事業補助。発展性をもった産業振興及び雇用促進を図ることを目的に、コロナ禍後における新規事業及び事業拡大への取組を支援するための助成金を拡充するものです。変更額は 300 万円。財源は全額幸福の黄色いハンカチ基金繰入金です。

28 番目、夕張市地域公共交通計画策定業務委託。国庫補助金を活用するため、当該計画の策定主体を、市ではなく「夕張市地域公共交通活性化協議会」としたこと、当初予算に計上しております策定に係る業務委託料について、減額するものです。変更額は 356 万 4,000 円の減額です。財源は全額一般財源です。

29 番目、夕張市地域公共交通活性化協議会負担金。国庫補助金を活用するため、当該計画の策定主体を、市ではなく「夕張市地域公共交通活性化協議会」としたこと、策定に係る経費を市から協議会に負担するため、所要経費を計上するものです。変更額は 385 万 9,000 円。財源は全額一般財源です。

30 番目、道の駅夕張メロード運営促進事業補助金。道の駅として持続可能な運営に必要な広域連携の取組や効果的な情報発信等を強化するため、道の駅夕張メロード運営協議会に対し、必要な経費の一部を補助するものです。変更額は 22 万 5,000 円。財源は全額幸福の黄色いハンカチ基金繰入金です。

31 番目、地域経済活性化事業補助金。地域経済の活性化を図るため、コロナ後を見据えた商工会議所や市内事業者の需要喚起・販路拡大に資する取組に対し補助するものです。変更額は 57 万 6,000 円。財源は全額幸福の黄色いハンカチ基金繰入金です。

32 番目、市内運送・交通事業者に対する経営持続化支援事業。原油価格

や資材価格の高騰により影響を受けている市内運送及び交通事業者に対して、経営持続化を支援するための経費を計上するものです。変更額は 297 万円。財源は全額一般財源です。

33 番目、夕張市プレミアムチケット販売・子育て世帯生活支援事業補助金。物価高騰対策として、消費需要の下支えや地域経済活性化を図るほか、子育て世帯の生活を支援するため、30%のプレミアム付き商品券及び飲食クーポン券発行に必要な経費を計上するものです。変更額は 4,350 万円。財源は全額一般財源です。

34 番目、雇用対策支援補助金。エネルギー価格高騰等により影響を受けている市内中小企業に対して、賃上げ環境整備に資する取組を支援するため、必要な経費を計上するものです。変更額は 150 万円。財源は全額一般財源です。

35 番目、市内事業者活性化対策事業。価格高騰等の影響を受ける市内中小企業の事業継続と地域経済活性化を図るため、集客イベントや観光事業への出店促進等を支援するため、経費を計上するものです。変更額は 200 万円。財源は全額一般財源です。

議会事務局、市民課、地域振興課に関する案件は、以上でございます。
(高間委員長)

これより報告に対する質疑を受けて参ります。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、皆さんないようですので、今の報告に対する質疑を終わります。
それでは、続けて報告を受けて参ります。

課長。

(財政課長)

次に、歳入関係でございます。

歳入につきましては、歳出の財源に対応した計画変更となるものです。詳細は資料でご確認ください。

なお、冒頭でもご説明いたしましたが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用を予定している事業につきましては、今回の補正では一般財源で対応することとしておりますので、相当する額につきましては No.8 の財政調整基金繰入金の中に含まれているものでございます。

資料 1-1 の説明につきましては、以上でございます。

資料 1-2 につきましては、令和 5 年度第 2 次計画変更の概要を記載して

おりますので、ご確認願います。

報告事項 1 点目の財政再生計画の変更については、以上でございます。

次に、報告事項の 2 点目、令和 5 年度補正予算について、ご説明いたします。

資料 2 をご覧ください。

1 ページは、一般会計の債務負担行為補正について記載しております。今回の補正予算で計上いたします都市計画の見直し業務につきましては、2 か年度で実施をすることから、債務負担行為を設定するものでございます。

2 ページ目は、一般会計補正額の款別総括であります。補正総額は 2 億 3,422 万 2,000 円で、補正後の予算総額は 112 億 4,237 万 9,000 円となります。

3 ページから 5 ページまでは、一般会計におきます事項別明細の補正について記載しておりますが、先ほど資料 1-1 で説明いたしました計画変更の内容と同様となっておりますので、個別の説明は割愛させていただきます。

報告事項 2 点目、令和 5 年度補正予算の説明については、以上でございます。

続きまして、報告事項 3 点目、令和 4 年度夕張市全会計の決算見込額について報告いたします。

昨日 5 月 31 日をもって令和 4 年度の全会計を閉じたところであります。一般会計及び各特別会計の歳入・歳出額及び実質収支の状況は、資料 3 にお示しのとおりでございますので、ご覧いただきたいと思います。

なお、今回お示しいたしましたのは、決算見込額でありますので、正式な会計ごとの決算書及び事項別明細書につきましては、例年どおり 9 月開催予定の第 3 回定例市議会でお示しをし、認定に付すこととしております。

ここで、一般会計について述べますと、資料に記載のとおり、実質収支額は 3 億 2,700 万円余りの黒字となる見通しであります。決算剰余金につきましては、全額令和 5 年度の会計へ繰り越した上で、一部を除き今年度中に財政調整基金などに積立を行い、本市財政再生計画の推進のため、また今後新たに生じる諸課題の対応のため、計画的な活用を行う考えであります。

なお、水道事業会計につきましては、担当課長よりご説明申し上げます。
(高間委員長)

担当課長。

(上下水道担当課長)

上下水道担当課長の小峰です。

水道事業会計につきましては、ご承知のとおり一般会計や特別会計とは異なる公営企業会計となっておりますので、既に 3 月末をもって決算が確定して

おります。その内容につきまして、ご説明いたします。

3 条予算収益的収入及び支出につきましては、実質収支で 4,938 万 7,000 円の不足。4 条予算資本的収入及び支出につきましては 1 億 3,974 万 8,000 円の不足となっております。

また、合計で備考欄に記載のとおり 1 億 8,913 万 5,000 円の不足であることから、減価償却費などの現金支出を伴わない損益勘定留保資金等 1 億 7,148 万 3,000 円を補填した結果、1,765 万 2,000 円のマイナスとなり、これに前年度資金過不足額 4 億 1,631 万 7,000 円を加えまして、最終的に当年度資金過不足額は 3 億 9,866 万 5,000 円となりました。

以上でございます。

(高間委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けて参ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長もございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、ないようですので、財政課を終わります。

【総務課】

(高間委員長)

それでは、総務課より、よろしくお願いをいたします。

総務課長。

(総務課長)

それでは、改めまして総務課長の芝木と申します。よろしくお願いいたします。

総務課には、主幹として情報を担当する主幹が青田という者がございますが、今日、別用務でこちらのほうに出席できませんので、改めておわび申し上げます。

報告よろしいでしょうか。

(高間委員長)

そうですね。それでは、報告を受けて参ります。お願いいたします。

総務課長。

(総務課長)

改めまして、お疲れさまです。総務課から報告させていただきます。

総務課からは、夕張市事務分掌条例の一部改正について説明いたします。

条例改正の趣旨は、行政機構を一部改変することに伴うものでございます。

その機構改正のポイントでございますが、まず総務課においては、総務課

の中に企画係を新設した上で、課の名称を総務企画課といたします。

次に、地域振興課におきましては、従前地域振興課に企画係がございましたが、その地域振興課企画係の事務分掌の中で総合計画に関する事務、過疎計画に関する事務、南空知ふるさと市町村圏組合に関する事務など、市の包括的な計画の策定や管理に関する事務、こちらのほうを先ほど申した総務課に新設する企画係に移行させたいと、地域振興課企画係の名称を地域振興課地域振興係に変更するものでございます。

また、土木水道課におきましては、土木課と上下水道課に分課させます。

事務分掌条例の新旧対照表を付してございますので、ご参考にしてください。

なお、この新旧対照表に一部訂正がございます。改正後（案）の第2条分掌事務がありますが、こちらに「総務課の分掌事務は、次のとおりとする」となっておりますが、「総務企画課の分掌事務は、次のとおりとする」にご訂正ください。

総務課からの報告は、以上です。

（高間委員長）

それでは、報告に対する質疑を受けて参ります。

千葉委員。

（千葉委員）

総務企画課に企画係を設けるのですけれども、職員配置等については現行どおりなのかについて伺いたいと思います。

（高間委員長）

総務課長。

（総務課長）

職員、新たに係を総務課に配置するにしても、職員全体の数が増えるわけではございません。そうしたことから、どういうふうなやりくりをしていくのか、それとも担当する課長が一人で苦しむのか、そのことも踏まえまして、ただいま頭を悩ませている最中でございます。以上です。なので、具体的な答えというのは、今お答えできる状況にはございません。

（高間委員長）

よろしいですか。絶句ですか。

ほかにはございますか。よろしいですか、委員の皆さん。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、皆さん、ないようですので、これで総務課を終わります。

【選挙管理委員会事務局】

(高間委員長)

それでは、続けて良いですね。それでは、選挙管理委員会事務局より、よろしく願いいたします。

(選挙管理委員会事務局長)

またまた改めまして、選挙管理委員会事務局長をしております芝木と申します。よろしく願いいたします。

(高間委員長)

報告よろしく願いいたします。

局長。

(選挙管理委員会事務局長)

お疲れさまです。選挙管理委員会事務局からは、第 20 回統一地方選挙の執行につきまして、報告いたします。

まず、資料 1-1 でございます。

4 月 9 日に投開票のあった北海道知事、北海道議会議員選挙についてご説明申し上げます。

資料 1-1 をめくっていただいて資料のうちの 1 ページです、こちらのほうに当日の有権者数、投票者数、投票率についてお示ししております。この表の下段、北海道議会議員選挙における空知の選挙区は、定員と立候補者数が同数となったため無投票となっております。

上段の北海道知事選挙におきましては、4 年前の知事選と比較し、投票率が約 10 ポイント近く下がる結果となっております。

ページをめくっていただいて 2 ページの資料は、投票結果を各投票区別に示したものであり、期日前投票が全投票の 3 割を超えていることがお分かりになられるかと思います。

資料 3 ページにつきましては、開票結果のうち候補者の得票数を、4 ページは無効となった票を分類したものをお示ししております。

続きまして、4 月 23 日に投開票のあった夕張市長、夕張市議会議員選挙について、資料 1-2 に基づいて説明いたします。

1-2 の資料 1 ページは、先ほどと同じように当日の有権者数、投票者数、そして投票率についてお示しをしたものです。これも表の下段、夕張市議会議員選挙は、先ほどの北海道議会議員選挙と同様に立候補者数と定員が同数となったために無投票となっております。

上段の夕張市長選挙におきましては、4 年前の市長選挙と比較しまして、投票率が若干下がっております。

この資料の 2 ページにつきましては、投票結果を各投票区別に示したもの

であり、3 ページは開票結果のうち候補者別の得票数、4 ページは無効となった票を分類したものでございます。

ここで、知事選挙、それから市長選挙とも投票された票の数が投票者の数を上回る結果となりました。この原因として、知事選挙におきましては、期日前投票において、誤って一人の投票者に対して2枚の投票用紙を交付したことが想定されており、市長選挙におきましては投票日当日におきまして、選挙人名簿には記載がありますが、投票日の直前に夕張から転出したことによって、有権者ではなくなった人に誤って投票用紙を交付したことであります。

選挙管理委員会事務局として、この2点、本件深く反省して今後の選挙における再発防止に努めたいと考えております。

以上で報告を終わります。

(高間委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けて参ります。

皆さん、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長もございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

皆さん、ないようですので、これで選挙管理委員会事務局を終わります。

【閉会】

(高間委員長)

それでは、以上で本日予定いたしました案件は全て終了しましたので、行政常任委員会を閉じます。

長時間ご苦労さまでございます。ありがとうございました。お疲れさまです。

午後 3 時 33 分 閉会

夕張市議会委員会条例第 27 条第 1 項の規定により、ここに署名する。

夕張市議会行政常任委員会

委員長 高間 澄子